8　「比較給与等支給額 ⑯＋(⑯×(別表六の二(十七)「６」)×$\frac{20}{100}$) ⑰」の欄は、「差引 (2)－(3) (4)」の欄が０である場合には、「比較給与等支給額 ⑯＋⑯×$\frac{20}{100}$ ⑰」として記載すること。

別表六の二(十七)付表三の表中「(1)≧８％若しくは(1)≧10％又は(別表六の二(十七)「５」)＝０の場合 60万円×(2)＋50万円×(4)」を「(1)≧８％又は(別表六の二(十七)「５」)＝０の場合 60万円×(2)＋50万円×(4)」に、「(1)＜５％又は(1)＜10％の場合 30万円×(2)＋20万円×(4)」を「(1)＜５％の場合 30万円×(2)＋20万円×(4)」に改め、同表の記載要領第１号中「第５号」を「次号」に改め、同号から第四号までを削り、同第五号を同第１号とする。

別表六の二(十八)の表中「税額控除基準額 (3)×$\frac{20又は40}{100}$」を「税額控除基準額 (3)×$\frac{40}{100}$」に、「連結親法人が中小連結親法人以外の場合の調整前個別帰属法人税額 (別表六の二(十八)付表「20」)／連結親法人が中小連結親法人の場合の調整前個別帰属法人税額 (別表六の二(十八)付表「21」)」を「連結親整前個／連結親個別帰」に、「法人が中小連結親法人以外の場合の調別帰属法人税額 (別表六の二(十八)付表「22」)／法人が中小連結親法人の場合の調整前属法人税額 (別表六の二(十八)付表「23」)」に、「住民税額控除額 ⑩×$\frac{2.58又は1.4}{100}$」を「住民税額控除額 ⑩×$\frac{1.4}{100}$」に、「調整前連結税額超過構成 (別表六の二(三)「７の⑯」)」を「額」を「調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(三)「７の⑮」)」に改め、同表の記載要領第１号中「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第15条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の15の３第１項（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除）」を削り、同第二号を削り、同第三号中「所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「平成28年旧措置法」という。）第68条の14第５項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）若しくは第68条の15第５項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用がある場合又は」を削り、同号㋑を削り、同号㋺を同号㋑とし、同号㋩中「上記(2)」を「上記(1)」に改め、同号㋩を同号㋺とし、同号を同第二号とし、同第四号を同第三号とし、同第五号を同第四号とし、同第六号を削る。

別表六の二(十八)付表の表を次のように改める。